平成30年生駒市議会(第6回)定例会議案

平成30年9月4日

生 駒 市

平成30年生駒市議会(第6回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 53 号	平成30年度生駒市一般会計補正予算(第3回)	1~2
議案第 54 号	平成30年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)	$3\sim6$
議案第 55 号	平成30年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)	7 ~13
議案第 56 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について	14~16
議案第 57 号	生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 58 号	生駒市教育委員会委員の任命について	18
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	19

議案第 53 号

平成30年度生駒市一般会計補正予算(第3回)

平成30年度生駒市の一般会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」によ る。

平成30年9月4日提出

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

	款			IJ	頁				事	業	名			金		額	
土	木	費	道及	路 び ñ	橋可川	梁費	橋	梁	耐	震	化	事	業		1 0	9,	2 3 5

議案第 54 号

平成30年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)

平成30年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,190千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,117,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		2, 039, 864	13, 150	2, 053, 014
	1 支払基金交付金	2, 039, 864	13, 150	2, 053, 014
7 繰入金		1, 271, 420	26, 040	1, 297, 460
	2 基金繰入金	0	26, 040	26, 040
歳入	合 計	8, 078, 553	39, 190	8, 117, 743

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		41, 302	13, 150	54, 452
	1 基金積立金	41, 302	13, 150	54, 452
5 諸支出金		4, 465	26, 040	30, 505
	1 償還金及び還付加算 金	4, 465	26, 040	30, 505
歳出	合 計	8, 078, 553	39, 190	8, 117, 743

歳入歳出補正予算事項別明細書

꽳

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

•
婚
Ē
11,749
1,401
2, 039, 864 13, 150

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円] 田 點 26,040 額 ④ 浥 介護給付費準 備基金繰入金 冬 $|\times|$ 26,040 26,040 111111111 26,040 26,040 額 띰 籗 黎 0 0 温 띰 籗 1 介護給付費準備基金繰入金 Ш

羰田

(款) 4 基金積立金

	H E	ř	***************************************		[単位 千円]
補 正 額 計		財 源 内 訳 源 源 一般財源	国 次 区	金額	説明
13, 150 54, 452		13, 150 (基) 13, 150	25 積立金	13, 150	13,150 / 介護保険介護給付費準備基金
13, 150 54, 452		13, 150			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

「単位 十円」		説 明		国庫支出金等精算返還金	
		松	並 領	26,040	
	節		\mathcal{L}	23 償還金利子及 び割引料	
	崇	訳 一般財源			
) 財源内	漩	その他	26, 040 (繰入) 26, 040	26,040
	額の	定型	也 方 債		
	工 製		国県支出金 歩		
		補 正 額 計 □		26, 050	30, 505
				26,040	26,040
		補正前の額		10	4,465
		ш		2 償還金	1111111

議案第 55 号

平成30年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)

- 第1条 平成30年度生駒市病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定める ところによる。
- 第2条 平成30年度生駒市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	512,075 千円	44 千円	512,119 千円
第1項 医業費用	486,245 千円	44 千円	486, 289 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中 「94,893千円」を「94,988千円」に、「48,297千円」を「48,392千円」に改め、同条第1款資本的収入中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に「第1項 企業債」を加え、同条第1款資本的支出中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に「第1項 建設改良費」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	892,494 千円	3,100 千円	895, 594 千円
第1項 企業債	0 千円	3,100 千円	3,100 千円

支 出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	987,387 千円	3,195 千円	990,582 千円
第1項 建設改良費	0千円	3,195 千円	3,195 千円

第4条 予算第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、 第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり とする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業	千円 3,100	証書借入 又 は 証券発行	5.(率式れつの行お該の%だ直借場で直にして直路が見っい見利以し、しり合利し後、し以し、しり合利し後、し	政て件のそ定る財り償し償借でで資行にとと企に及短繰利とに融銀合者の、合間をは低こに融銀合者の、合間をは低この資行にとと企に及短繰利とい条そは協す業よび縮上にが

平成30年9月4日提出

平成30年度 生駒市病院事業会計補正予算(第1回)実施計画

1 収益的収入及び支出

支 出 ______(単位 千円)

	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	病院事業 費 用			512, 075	44	512, 119	
		1 医業費用		486, 245	44	486, 289	
			3 減 価	385, 073	44	385, 117	

2 資本的収入及び支出

収入 (単位 千円)

	款項			目		既決予定額	補正予定額	計	備	考				
1	資収	本	的入							892, 494	3, 100	895, 594		
				1 企	業	債				0	3, 100	3, 100		
							1 企	業	債	0	3, 100	3, 100		

支 出 (単位 千円)

;	款			項			目		既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資	本	的出							987, 387	3, 195	990, 582		
			1 建	良	設費				0	3, 195	3, 195		
						1 新改	良	設費	0	3, 195	3, 195	委託料 工事請負費	819 2, 376

平成30年度 生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

		(単位 千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	$\triangle 212,393$
	減価償却費	385, 117
	賞与及び法定福利費引当金の増加・減少額(△)	44
	長期前受金戻入額	\triangle 95, 293
	受取利息及び配当金	△10
	支払利息及び企業債取扱諸費	20, 206
	未払金の増加・減少額(△)	1, 651
	小計	99, 322
	利息及び配当金の受取額	10
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△19, 682
	業務活動によるキャッシュ・フロー	79, 650
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△2, 958
	一般会計負担金による収入	242, 494
	投資活動によるキャッシュ・フロー	239, 536
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3, 100
	企業債の償還による支出	△982, 387
	他会計借入金による収入	650, 000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△329, 287
	資金増減額	△10, 101
	資金期首残高	127, 344
	資金期末残高	117, 243

平成30年度生駒市病院事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 千円)

資産の部

1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イー建物	4, 904, 201			
減価償却累計額	△ 592, 182	4, 312, 019		
口 建物附属設備	3, 612, 354			
減価償却累計額	△ 874, 935	2, 737, 419		
ハ 工具器具及び備品	7, 989			
減価償却累計額	\triangle 2,813	5, 176		
有形固定資産合計			7, 054, 614	
(2) 無形固定資産				
イ ソフトウェア		1, 269		
口 水道施設利用権		7, 098		
無形固定資産合計			8, 367	
固定資産合計				7, 062, 981
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			117, 243	
流動資産合計		<u>-</u>		117, 243
資 産 合 計			_	7, 180, 224

負債の部

3 固 定 負 債 (1) 企 業 債 (2) 他 会 計 借 入 金 イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金 ロ その他の長期借入金 他 会 計 借 入 金 合 計 固 定 負 債 合 計	4, 576, 736 2, 022, 324 152, 014 2, 174, 338 6, 751, 074
4 流 動 負 債	
(1) 企 業 債	982, 976
(2) 未 払 金	2, 175
(3) 引 当 金	1, 813
(4) その他流動負債	200
流動負債合計	987, 164
5 繰 延 収 益 (1) 長 期 前 受 金 (2) 長期前受金収益化累計額 繰 延 収 益 合 計 負 債 合 計	826, 516 △ 364, 067 462, 449 8, 200, 687
	資本の部
6 資 本 金 (1) 資 本 金 資 本 金 計	200, 000
7 剰 余 金 (1) 利 益 剰 余 金 イ 当年度未処理欠損金 利 益 剰 余 金 合 計 剰 余 金 合 計 資 本 合 計 負 債 資 本 合 計	

議案第 56 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年12月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「 第16条第1項」に改める。

第6条中「第17条第1項から第3項まで」の次に「並びに附則第3条」を加え、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認 めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じない

ようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次 号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保 育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規 模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育 事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第16条第2項に次の1号を加える。
 - (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者の うち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、 栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児 の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー疾 患、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事 の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認め るもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所 (第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項 において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」 に改める。

附則第2条中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同 条に次の1項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例

生駒市人権文化センター条例(平成14年3月生駒市条例第13号)の一部を 次のように改正する。

別表人権文化センターの部中「500円」を「300円」に、「200円」を 「100円」に改め、同表人権文化センター別館の項を次のように改める。

人権文化センター別館 500円 500円

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市人権文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以 後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料について は、なお従前の例による。

議案第 58 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、 議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●

氏 名 飯 島 敏 文

生年月日 昭和●年●●月●●日

平成30年9月4日提出

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●

氏 名 中谷八榮子

生年月日 昭和●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●

氏 名 藤尾庸子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成30年9月4日提出